

◆会長

常滑市 副市長 山田 朝夫 (やまだ あさお)

【要綱上の根拠】

第4条①協議会に会長及び副会長並びに座長を置く。
②会長は、**常滑市副市長**をもってこれに充てる。

◆副会長・座長

大同大学 教授 嶋田 喜昭 (しまだ よしあき) 委員

【要綱上の根拠】

第4条①協議会に会長及び副会長並びに座長を置く。
④副会長は、委員のうちから**会長が指名**する。
⑥座長は、委員のうちから**会長が指名**する。

【指名の理由】

- ・複数の市町村で地域公共交通会議・協議会に、学識者として関わった実績がある
- ・常滑市都市計画マスタープランの作成に、学識者として関わった実績がある

◆監事

常滑市 教育長 土方 宗広 (ひじかた むねひろ) 委員

【要綱上の根拠】

第10条①監事は、**会長が指名**する。

【指名の理由】

- ・市行政に精通している
- ・協議会事務局が設置される市長部局から独立した組織(教育委員会)である